

証券コード 6143
2021年3月8日

株 主 各 位

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
株式会社 ソディック
代表取締役社長 古川 健一

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきますまして、2021年3月29日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 当社本社3階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sodick.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sodick.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の安全を第一に考え、本総会における当社の対応について以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応

- ご来場の株主様には検温、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、37.5℃以上の発熱、咳などの症状がみられました株主様につきましては、本総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 当社出席役員及び株主総会運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 会場内の座席は、例年よりも座席数を減らし、間隔をあけて配置させていただきます。
- 株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となるよう検討しております。
- 株主総会開始前及び終了後のカフェテリアのご利用（飲料等のご提供）は中止とさせていただきます。
- 株主総会后に予定しておりましたショールーム見学及び商品サンプルの配布は中止とさせていただきます。

2. 株主様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会への出席をご検討されている株主の皆様におかれましては、当日までのご自身の体調にご留意いただき、ご無理をなさませんようお願い申し上げます。特に、基礎疾患のある方、体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子さまをお連れの方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の際は、マスクをご着用いただくなど、感染予防へのご配慮をお願い申し上げます。
- 株主総会の議決権行使につきましては、インターネット等や書面により事前に議決権を行使していただけますので、そちらのご利用もあわせてご検討ください。
- 株主総会当日の報告事項等の動画は、当社ウェブサイトにて、2021年4月1日以降、配信を予定しております。




IRニュースサイトURL：<https://www.sodick.co.jp/ir/irnews.html>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2021年3月30日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2021年3月29日（月曜日） 午後5時15分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2021年3月29日（月曜日） 午後5時15分入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

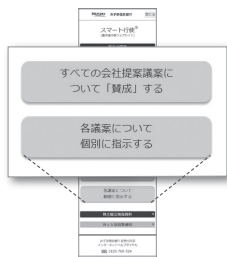
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

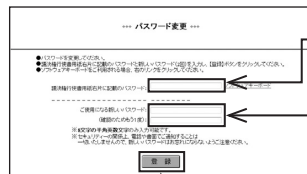
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、611,681,707円となります。
なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金25円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の奥山 富夫氏は、任期満了となります。つきましては、新任監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> 大滝 真理 (1958年8月2日生)	1993年9月 岡部株式会社入社 2007年2月 ウィルソン・ラーニングワールドワイド株式会社入社 2010年8月 同社内部監査室室長 2012年6月 同社監査役(現)(2021年3月19日退任予定)	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 大滝 真理氏は、他社における内部監査および監査役の豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営・監査の両面において客観的な見地からご意見やご提言をいただき、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(28頁から29頁までに記載)の要件も満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大滝 真理氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、大滝 真理氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大滝 真理氏が選任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、全世界的に新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が抑制される等、厳しい状況にあり、製造業においても設備投資が抑制されました。新型コロナウイルス感染拡大の長期化により依然として先行き不透明の状況が継続する一方で、当社の最大市場である中国は他国に先駆けて経済回復し、中国以外の地域においても年後半にかけて持ち直す動きがみられました。

このような事業環境の中、当社グループは、長期経営計画「Next Stage 2026～Toward Further Growth～」を掲げ、「創造」「実行」「苦勞・克服」という創業精神を基盤に豊かな未来につながる技術を磨き、ものづくりを通して持続可能な社会の実現にチャレンジしております。

新型コロナウイルス感染拡大防止におきましては、安全衛生面の徹底は元より、在宅勤務・時差出勤等を実施し、感染リスクを低減しつつ、業務を継続できる体制を維持してまいりました。また、社会貢献のため、フェイスシールド用フレーム「Face Tech」を開発し、医療関係・学校法人・スポーツ団体等へ供給しました。

研究開発におきましては、世界初の「ワイヤ回転機構」を搭載し加工性能・省資源・安定性・自動化の優位性を高めたワイヤ放電加工機「AL i Groove Edition」シリーズ、生分解性プラスチックの成形加工を容易に実現するV-LINE®不活性ガス溶解射出成形システム「INFILT-V」、高品質な即席麺やチルド麺などのミキシングに適した大型2軸ミキサ「TM-350W」、異なる穴径の高速・高精度・高品位な長時間連続加工を可能とした超高速細穴放電加工機「K4HL」等、市場のニーズに対応した新製品の技術開発を行っています。なお、細穴放電加工機「K4HL」は、日刊工業新聞社主催の「2020年(第63回)十大新製品賞本賞」を受賞しました。

営業・サービス活動におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で展示会の中止が相次ぎ、対面でのサービスが困難となる状況の中、Web展示会やリモートツール等のITを活用した活動を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高580億30百万円(前期比14.1%減)、営業利益18億52百万円(前期比45.9%減)、経常利益20億46百万円(前期比42.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は13億46百万円(前期比32.7%減)となりました。

招集
し通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

セグメントの業績は以下のとおりです。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第44期	第45期	前期比増減
工作機械事業	45,797百万円	38,024百万円	△7,772百万円
産業機械事業	9,773百万円	10,931百万円	1,157百万円
食品機械事業	6,283百万円	3,585百万円	△2,697百万円
その他	5,737百万円	5,488百万円	△248百万円

(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

工作機械事業

◆事業内容

放電加工機、マシニングセンタ、金属3Dプリンタの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

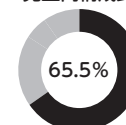
◆概況

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全世界的に景気が大幅に減速し、自動車や電子部品、航空宇宙など幅広い産業での事業活動停止等による製品出荷の後ろ倒しや設備投資を先送りする傾向が強く見られました。3月以降中国における5G関連、半導体関連分野の需要回復は継続し、中国以外の地域においても年後半にかけて持ち直す動きもみられましたが、売上高は前期比で減少しました。

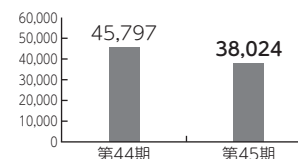
セグメント利益においても販売台数の減少に伴う工場稼働率の低下等により前期比で減少しました。

上記の結果、当事業の売上高は380億24百万円（前期比17.0%減）、営業利益は28億96百万円（前期比37.3%減）となりました。

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



産業機械事業

◆事業内容

射出成形機の開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

全世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の抑制状況は継続していますが、営業努力により主に中華圏において5Gスマートフォン関連向けで新規顧客から受注が獲得できた他、CASEなど次世代自動車関連向けなどの需要もあり、売上高は前期比で増加しました。

上記の結果、当事業の売上高は109億31百万円（前期比11.8%増）、営業利益は5億96百万円（前期比261.5%増）となりました。

食品機械事業

◆事業内容

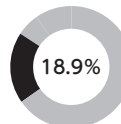
各種製麺機、麺製造プラント、包装米飯製造装置などの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

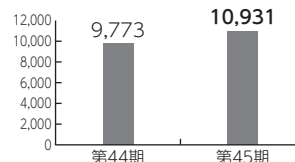
衛生面や省人化対応設備の他、外出自粛に伴う巣ごもり需要に関連した需要増が見られたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて受注活動の停滞は避けられず、当初見込んでいた受注時期が先送りになる案件もありました。また、前期には、製麺関連の大口案件があったことから、売上高は前期比で大幅に減少しました。

上記の結果、当事業の売上高は35億85百万円（前期比42.9%減）、営業利益は65百万円（前期比89.5%減）となりました。

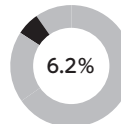
売上高構成比



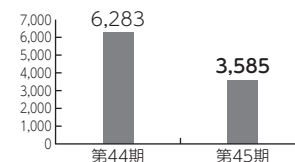
売上高 (単位:百万円)



売上高構成比



売上高 (単位:百万円)



その他

◆事業内容

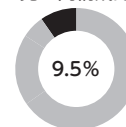
精密金型・精密コネクタなどの受託生産、リニアモータやセラミックス部材など独自の技術を活かした製品の開発・製造・販売 など

◆概況

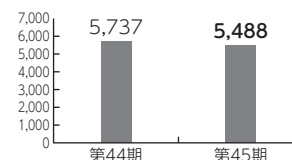
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、テレワーク等による情報通信設備の需要増を反映してセラミックスの需要も増加しています。金型成形事業においては、自動車産業の需要に持ち直しの動きが見られました。

上記の結果、当事業の売上高は54億88百万円（前期比4.3%減）、営業利益は3億19百万円（前期比2.7%増）となりました。

売上高構成比



売上高 (単位:百万円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は24億48百万円で、その主なものは、次のとおりです。

工作機械事業	株式会社ソディック	研究開発及び生産設備の増設
	Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	生産設備の増設
	株式会社ソディックエフ・ティ	生産設備の増設
産業機械事業	株式会社ソディック	生産設備の増設

③ 資金調達の状況

当社は、主要取引金融機関と総額80億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は0円となっており、差引残高は80億円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 2 期 (2017年4月1日から 2017年12月31日まで)	第 4 3 期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第 4 4 期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第 4 5 期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)
売 上 高(百万円)	65,604	82,716	67,591	58,030
経 常 利 益(百万円)	7,910	9,619	3,558	2,046
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	5,736	6,462	2,002	1,346
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	122円15銭	137円58銭	42円58銭	28円63銭
総 資 産(百万円)	121,815	119,082	114,647	116,117
純 資 産(百万円)	55,166	58,129	58,745	57,976

(注) 第42期につきましては、決算期変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月間となっております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算
書類

計算書類

監査報告書

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	議決権比率(%)		主 要 な 事 業 内 容
		直 接	間 接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	－	放電加工消耗品、工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバツ	100.0	－	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	－	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	20.0	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	－	北米における事業統括会社
Sodick, Inc.	671千米ドル	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Holding Ltd.	6,739千英ポンド	100.0	－	欧州における事業統括会社
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	3,140千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick Enterprise(S.Z) Co.,Ltd.	2,500千香港ドル	－	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千N Tドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.	2,000千香港ドル	－	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（廈門）有限公司	67,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、食品機械の製造

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下のように考えております。

①景気変動の影響

工作機械・産業機械業界の業績は、製造業の設備投資の動向に左右されやすいと言われております。当社グループが、今後成長を継続していくためには、世界各地のマーケットの状況を的確に把握し、その市場にあった製品群を投入することにより、各地域の景気動向に左右されにくい製品構成にする必要があります。また、製品開発においても、不断の研究開発の結果として、常に最先端技術を応用した新製品を市場に投入することにより、より幅広い顧客層を獲得し、安定した収益構造の構築を目指します。さらに、景気変動の影響が比較的少ない食品機械事業を展開するほか、要素技術事業でも新たな顧客を獲得するなど、景気変動リスクの低減への対応を継続してまいります。

②新市場への対応

当社グループは、成長市場である東南アジア・中国市場において、他社に先駆けて生産・開発・販売拠点の拡充を進めてきた結果、これらの地域では日本同様の高いマーケットシェアを確保しております。これら成長市場での営業活動を継続するとともに、成長が期待できるインドなどの新興成長国における販売子会社の設立や代理店へのサポートの強化などを進めるなど今後も各市場の動向を注視し、適切な対応を継続してまいります。

③原価低減への取り組み

製造面では、設計の見直しや更なる重要部材の調達コスト削減を推進するとともに、たな卸資産の適正化や生産工程の再検討、海外生産の拡大、市場環境に柔軟に対応できる国際的な調達ルートの確立など、各事業において収益力強化のため原価低減に向けた取り組みを行っています。

④強固な財務体質の構築

2020年12月末現在で当社グループの有利子負債は、413億85百万円となっております(無利息の転換社債型新株予約権付社債についても対象としております。)。当連結会計年度はD/Eレシオは0.74倍、連結経常利益率は3.5%となりました。連結経常利益率10%以上及びD/Eレシオ0.5倍以下の経営数値目標達成に向けて、引き続き財務バランスを意識した経営に取り組んでまいります。今後有利子負債の圧縮を含め様々な施策を行い、株主の皆様に対して継続した利益還元を可能にする強固な財務体質を早期に確立いたします。

⑤ESGに対する取り組み

当社グループは、CSR（企業の社会的責任）を社是「創造」「実行」「苦勞・克服」の精神に基づき、お客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することと位置付けております。社会的要請の変化を踏まえ、ESG（環境・社会・企業統治）の視点でCSRを見直し、2017年に代表取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、体系的にコンプライアンス、社会貢献、人材育成、品質管理、環境など重要なテーマを中心に、ESGに対する取り組みを継続してまいります。

⑥デジタルトランスフォーメーションの推進

近年、データとデジタル技術（クラウド、AI、IoT等）を活用し、業務や企業運営のモデル自体を変革することで競争上の優位性の確立や生産性の向上を推進する「デジタルトランスフォーメーション」（以下、DX）が急速に進展しております。

当社グループにおきましても、DXを働き方改革のほか、事業戦略においても活用していきます。働き方改革においては、リモートワークの環境整備やRPA等のITツールの活用による業務効率化、WEB展示会やリモートツール等による営業活動を展開しています。さらに、DXの需要の高まりは当社においては事業拡大の好機と捉え、積極的な研究開発投資を行い、Sodick IoTをはじめITを活用したソリューションのサービスメニューを拡充してまいりました。今後も顧客の課題解決に向けて、積極的にDXを推進してまいります。

⑦新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

当社グループは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に対し、2020年1月下旬に対策本部を立ち上げ、お客様、取引先様、従業員の安全を最優先とし、従業員一人ひとりが行うことができる感染予防対策の徹底並びに在宅ワークや時差出勤の活用等を推進し、感染拡大を防ぐ取り組みを行っています。また、対面での営業活動が難しいなか、Web展示会やリモートツール等を活用した営業活動及びサービス体制の強化を推進するとともに、金属3Dプリンタ技術を用いてフェイスシールド用フレームを開発し、医療関係や各種公共機関等に供給するなど、Withコロナ時代の持続的な成長に向けた取り組みを推進しております。また収束後の、経済活動拡大に向けた準備を行っています。

⑧長期経営計画「Next Stage 2026」の達成に向けて

当社グループでは、2019年2月に、設立50周年を迎える2026年をターゲットとした長期経営計画「Next Stage 2026～Toward Further Growth～」を策定しました。自動車産業の変革、IoT・AI技術の進化、5Gの普及、新興国におけるものづくりの高度化をはじめ、当社を取り巻く国際的な環境の変化に柔軟に対応しながら、持続的な成長をめざすためのビジョンであり、各事業において計画達成に向けた様々な施策を実施しております。しかしながら、長期計画策定時には想像もしなかった米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの世界的流行等の発生により、経済情勢や市場環境は著しく変化しているほか、今後の経営環境にも不透明さが残る状況が継続しております。一方、ものづくりの現場ではCASEやMaaSへの対応をはじめとした自動車産業の変革や、AIやIoTの進展、5Gの普及に向けた設備投資の動きが継続し、高精度機需要が高まることも期待されております。このような状況を踏まえ、必要に応じて長期経営計画の見直しを検討してまいります。

【ご参考】長期経営計画「Next Stage 2026」の概要

設立50周年を迎える2026年をターゲットにした長期経営計画「Next Stage 2026」では2026年12月期までに売上高1,250億円、営業利益170億円を展望しております。計画達成に向けた各事業における具体的な施策は以下のとおりです。

<工作機械事業>

- ・放電加工機：次世代自動車、5G、自動化対応など技術革新への対応を進め、世界シェア・収益性を向上。成長市場のインドやメキシコ、シェアの低い欧米でのシェアアップを目指す。
- ・金属3Dプリンタ：金型及び部品加工におけるアプリケーション、加工ノウハウ、金属粉末の拡充を進めるとともに、レーザーや制御技術などのコア技術の内製化によるコスト競争力の向上を目指す。
- ・精密マシニングセンタ：製品ラインナップ及び販売体制の強化による高付加価値加工ニーズの取り込み
- ・2018年に竣工したマルチファクトリーをマザー工場とし自動化対応や生産効率向上を推進

<産業機械事業>

- ・成長市場での販売体制の強化、営業体制の再編成、全電動射出成形機「MSシリーズ」の拡販により海外売上高比率を70%以上に向上
- ・軽金属射出成形機のラインナップ拡充、安定成形、メンテナンス性の向上
- ・自動生産システム「ICF-V」やIoT・AIを活用した予防保全・状態管理等のソリューション力の強化

<食品機械事業>

- ・中華圏及びアジアでの高付加価値製品の需要開拓及び大手食品メーカーをターゲットに海外売上高比率の向上
- ・製麺機、包装米飯製造装置に次ぐ製品群の育成及び販路確立
- ・中国での生産拡大等、現地生産・現地販売体制の整備

<その他>

- ・金型成形事業での金属3Dプリンタで造形した金型及びその専用射出成形機を活用したプラスチック部品の自動生産システムのより一層の強化による収益性の向上
- ・半導体製造装置向けセラミック部品の販売拡大

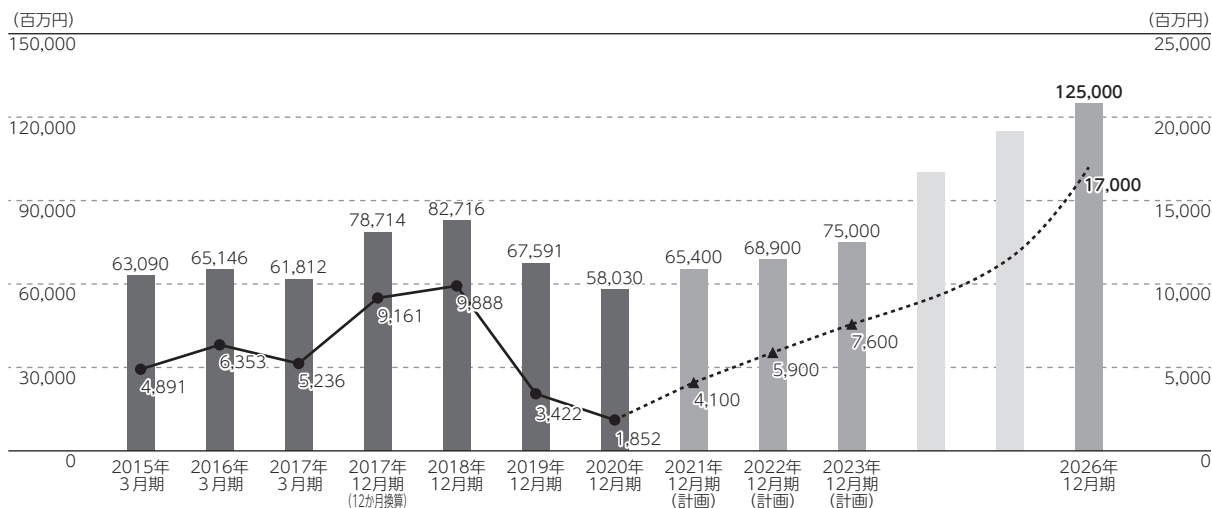
また、全社的には、コーポレートガバナンス体制の強化や働き方改革の推進により経営基盤の強化に取り組むほか、事業管理体制の見直しにより、需要動向や市場変化に強い生産・販売体制を構築してまいります。

資本政策としては、D/Eレシオ0.5倍以下、ネットキャッシュプラス、自己資本比率55%を確保し、安定した財務基盤の構築を目指し、成長投資や株主還元等、バランスのとれた資本配分を行います。

株主還元としては、より業績連動を加味した株主還元を実施するべく、DOE2.0%以上を保持しつつ、配当性向30%を目途に段階的に引き上げてまいります。

長期経営計画 定量目標

■ 売上高 ● 営業利益



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(5) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、北陸、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ(神奈川県横浜市)
	海 外	Sodick(Thailand) Co., Ltd. (タイ) 蘇州沙迪克特種設備有限公司 (中国) 上海沙迪克軟件有限公司 (中国) Sodick Holding Corporation (アメリカ) Sodick, Inc. (アメリカ) Sodick Europe Holding Ltd. (英国) Sodick Europe Ltd. (英国) Sodick Deutschland GmbH (ドイツ) Sodick Singapore Pte., Ltd. (シンガポール) 沙迪克機電(上海)有限公司 (中国) Sodick(H.K.)Co., Ltd. (中国香港) Sodick Enterprise(S.Z) Co., Ltd. (中国) Sodick (Taiwan) Co., Ltd. (台湾) Sodick International Trading(Shenzhen) Co., Ltd. (中国) 沙迪克(廈門)有限公司 (中国)

(6) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
工作機械事業	2,803 (143) 名	31 名増 (102 名減)
産業機械事業	269 (48) 名	15 名増 (7 名増)
食品機械事業	121 (21) 名	— (1 名減)
その他	341 (114) 名	1 名減 (13 名減)
全社 (共通)	99 (36) 名	9 名増 (10 名増)
合計	3,633 (362) 名	54 名増 (99 名減)

- (注) 1. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
886名	45名増	41.2歳	14.0年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。
2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,546百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,170
株 式 会 社 横 浜 銀 行	5,114
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,911
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,903
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,538
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,364
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,582
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,203
BANK OF AYUDHYA PUBLIC CO., LTD.	120
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	88

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 150,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 53,363,016株 |
| ③ 株主数 | 10,535名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,725千株	7.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,566	7.58
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1,733	3.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	1,241	2.64
ソディック共栄持株会	906	1.93
有限会社ティ・エフ	895	1.90
株式会社三井住友銀行	850	1.81
古川 宏子	800	1.70
古川 健一	788	1.67
株式会社北陸銀行	700	1.49

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。

株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,725千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,566千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	1,241千株

2. 当社は、自己株式を6,310,577株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年4月1日開催の取締役会決議に基づく第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権

発行日	2016年4月18日
新株予約権の数	発行数8,000個 残数7,981個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1株につき1,032円
行使期間	2016年6月1日から2021年4月14日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで
転換社債型新株予約権付社債の残高 (2020年12月31日現在)	7,981百万円

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役会長	金子 雄二	
代表取締役社長	古川 健一	
代表取締役副社長	高木 圭介	営業統括担当
専務取締役	塚本 英樹	工作機械事業部及び生産統括担当
常務取締役	前島 裕史	コーポレート部門統括担当
取締役	黄 錦華	中国華南地区営業統括担当
取締役	古田 勝久	
取締役	稲崎 一郎	株式会社ディスコ 社外取締役
取締役	工藤 和直	株式会社芝浦電子 社外取締役
取締役	野波 健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム会長 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長
常勤監査役	保坂 昭夫	
常勤監査役	渡貫 雄一	
監査役	下條 正浩	下條正浩法律事務所 東海東京証券株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	長嶋 隆	税理士法人日本税務総研 パートナー
監査役	奥山 富夫	

- (注) 1. 取締役の古田勝久氏、稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役の下條正浩氏、長嶋隆氏及び奥山富夫氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 長嶋隆氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役 古田勝久氏、稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏及び監査役 下條正浩氏、長嶋隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松井 孝	2020年3月27日	任期満了	専務取締役 (工作機械事業統括担当)
梅本 慶三	2020年3月27日	任期満了	常務取締役 (開発営業担当)
栗原 俊明	2020年3月27日	任期満了	社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

④ 取締役及び監査役の役員報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の人数 (名)
		基本報酬	短期業績報 連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	246	193	3	50	8
社外取締役	30	30	—	—	5
合計	277	224	3	50	13
監査役	32	32	—	—	2
社外監査役	16	16	—	—	3
合計	48	48	—	—	5

- (注) 1. 上表には2020年3月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）が含まれております。
2. 取締役の報酬には使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績の低迷を受け、経営責任を明確にするため、2020年9月から2021年3月まで社内取締役の月額報酬の10%を減額しております。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当年度の連結損益計画の親会社株主に帰属する当期純利益額が一定額を上回る場合、利益額に係数を乗じて業績連動報酬総額を算定し、役位に応じて各取締役役に配分することとしております。

当該業績連動報酬は基本報酬と合算して毎月金銭で支給しております。

業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。

当社グループは中期経営計画の目標を設定し、達成することにより親会社株主に帰属する当期純利益を増加するようにいたします。

当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1. 企業集団の状況(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

ハ. 非金銭報酬等の内容

取締役が中長期の企業価値向上に貢献するインセンティブとして社外取締役を除く取締役の役位に応じて金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じて自己株式を割り当てる譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬としております。

金銭報酬債権の総額は当期を含む過去3年間のEBITDAの平均額が一定額を上回る場合、同額に係数を乗じて算定しております。

金銭報酬債権の総額指標としてEBITDAを選定した理由は、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視野で株主価値の増大に寄与する経営をおこなうためであります。

二. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額400百万円と決議いただいております。また当該報酬とは別枠で2019年3月28日開催の当社第43回定時株主総会において取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とする決議をいただいております。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を報酬諮問委員会に諮問し、答申内容を踏まえて2021年1月22日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

2. 決定方針の内容の概要

- a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額は役位及び担当する職務により決定することとしております。
- b. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針については、④取締役及び監査役の役員報酬等の額のロ. 業績連動報酬等に関する事項に記載の通りです。
- c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針については、④取締役及び監査役の役員報酬等の額のハ. 非金銭報酬等の内容に記載の通りです。
- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項については、報酬諮問委員会で決定しております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において各取締役の報酬額の決定は、取締役会で選任された社外取締役3名と社内取締役2名で構成される報酬諮問委員会で審議し、決定しております。

報酬諮問委員会は、取締役報酬制度の構築及び改定の審議を行い、各取締役に対する評価結果や基本報酬及び業績連動報酬支給額の妥当性について審議を行っております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数を決議しております。

各監査役の報酬については監査役の協議を経て支給額を決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重要な兼職の状況	当該他の法人等との関係
取締役 稲崎 一郎	株式会社ディスコ 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 工藤 和直	株式会社芝浦電子 社外取締役	当社は同社との間に原材料の仕入れ等の取引関係があります。
取締役 野波 健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長	特別の関係はありません。
監査役 下條 正浩	下條正浩法律事務所 東海東京証券株式会社 社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
監査役 長嶋 隆	税理士法人日本税務総研 パートナー	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率（%）	出席回数	出席率（%）
取締役 古田 勝久	13	100.0%	—	—
取締役 稲崎 一郎	13	100.0%	—	—
取締役 工藤 和直	13	100.0%	—	—
取締役 野波 健蔵	10	100.0%	—	—
監査役 下條 正浩	13	100.0%	13	100.0%
監査役 長嶋 隆	13	100.0%	13	100.0%
監査役 奥山 富夫	13	100.0%	13	100.0%

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 取締役 野波健蔵氏は、2020年3月27日の第44回定時株主総会にて選任されたため、取締役会の開催回数^が他の取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

3. 第45期の取締役会は13回（定時12回、臨時1回）開催されております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、主に長年の企業経営の経験と高い見識に基づき、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

各社外監査役は、主に会計・税務面や他社での経営経験を活かした見地から必要に応じて意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

〔株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準〕

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員¹に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- ① 当社グループの業務執行者²である者
- ② 当社グループを主要な取引先³とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額⁴を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
- ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
- ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者⁵である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1.社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。
- 2.業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。
- 3.主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。
- 4.一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。
- 5.重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick (Thailand) Co.,Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte.,Ltd.、Sodick(H.K.)Co.,Ltd.、Sodick, Inc.、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.、沙迪克(廈門)有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電(上海)有限公司、Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月17日開催の当社取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - ロ. 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
 - ハ. 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を取締役及び監査役に報告する。
 - ニ. 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
 - ホ. 当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、コンプライアンスヘルプライン（内部通報制度）を設置する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
 - ロ. 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役、監査役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- イ. 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ロ. 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- ハ. 特に、コンプライアンス、環境（自然環境・職場環境）、災害、品質（製品品質・サービス品質・業務品質）、情報セキュリティー、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- ニ. 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
- ハ. 経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議、事業報告会等を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ニ. 迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- ロ. 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- ハ. 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

- 二. 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
- ホ. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- ハ. 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
- ロ. 監査役を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
- ハ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査役会規程、監査役監査規程、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査役に報告する。
- ロ. 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査役に報告する。
- ハ. 監査役は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社の往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
- 二. 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
当社は、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務遂行のために必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- ⑨ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
 - ロ. 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ニ. 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
 - ロ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する事項

臨時を含め13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項を協議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行いました。さらに、社外取締役を複数名選任し、監督機能を強化しています。

また、意思決定の迅速化と効率化を目的として執行役員制度を導入しています。

② コンプライアンスに関する事項

役員及び使用人に対し「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を定期的に配信し、その遵守を誓約する意思確認を行っています。

また、内部通報制度を構築し、通報者の匿名性の確保と制度の実効性を高めるため、社外の弁護士を通報先とする社外通報窓口も設置しています。

③ 損失の危険の管理に関する事項

リスク管理基本規程に基づき定期的にリスク管理委員会を開催し、企業グループ全体のリスクを分析・評価し、重要なリスクの対応状況については取締役会及び監査役に報告しています。

また、自然災害など不測の事態により生じる損害の拡大を抑え、損失または不利益を最小限とするためにBCP（事業継続計画）の整備を進めています。

④ 企業グループの業務の適正に関する事項

関係会社運営管理規程に基づき、重要事項については子会社から子会社管理の所轄部門に事前に承認申請または報告を行っています。

また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを行い、その結果を社長及び監査役に報告しています。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会、営業会議、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、また、定期的に行われる代表取締役、内部監査室、会計監査人との会合を通じて、重要な情報について適宜報告を受け、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないか監査しています。

また、監査役会の直轄下に監査役会室を設置し、専任のスタッフを配置して監査役の職務を補助しています。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	116,117	負 債 の 部	58,140
流 動 資 産	77,954	流 動 負 債	32,146
現金及び預金	38,920	支払手形及び買掛金	4,297
受取手形及び売掛金	13,268	電子記録債権	3,870
電子記録債権	2,149	短期借入金	2,719
商品及び製品	7,668	1年内返済予定の長期借入金	6,743
仕掛品	7,159	1年内償還予定の社債	8,121
原材料及び貯蔵品	6,492	未払金	883
その他	2,508	未払法人税等	401
貸倒引当金	△214	製品保証引当金	342
固 定 資 産	38,162	品質保証引当金	5
有 形 固 定 資 産	30,358	賞与引当金	489
建物及び構築物	28,136	ポイント引当金	1
機械装置及び運搬具	21,095	損害賠償損失引当金	75
工具器具備品	3,954	その他	4,196
土地	7,222	固 定 負 債	25,993
リース資産	2,403	社債	720
建設仮勘定	833	長期借入金	23,081
減価償却累計額	△33,287	役員退職慰労引当金	22
無 形 固 定 資 産	2,228	製品保証引当金	190
のれん	1,336	退職給付に係る負債	592
その他	892	資産除去債務	64
投 資 そ の 他 の 資 産	5,575	その他	1,322
投資有価証券	3,226	純 資 産 の 部	57,976
長期貸付金	3	株 主 資 本	55,884
繰延税金資産	1,112	資本	20,785
その他	1,290	資本剰余金	5,877
貸倒引当金	△57	利益剰余金	33,787
資 産 合 計	116,117	自己株式	△4,566
		その他の包括利益累計額	2,014
		その他有価証券評価差額金	596
		為替換算調整勘定	1,746
		退職給付に係る調整累計額	△328
		非支配株主持分	77
		負 債 純 資 産 合 計	116,117

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	58,030		
売上	39,779		
販売費及び一般管理費	18,250		
営業外収益	16,397		
受取利息	1,852		
受持分ク	266		
助成	118		
ス	71		
そ	424		
営業外	16		
の	190		
費用	1,088		
支払替	285		
倒引当	393		
金の	49		
利益	166		
特別利益	894		
固定資産の	2,046		
売却益	28		
清算益	129		
その他	1		
特別損失	159		
固定資産の	1		
売却損	31		
除却損	18		
関係会社株	75		
式引当金	1		
の	128		
税金等調整前当期純利益	2,078		
法人税、住民税及び事業税	1,178		
法人税等調整額	△444		
当期純利益	734		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,343		
親会社株主に帰属する当期純利益	△3		
	1,346		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	20,785	5,896	33,670	△4,647	55,705
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,176		△1,176
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金			△5		△5
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,346		1,346
自己株式の取得				△53	△53
自己株式の処分				70	70
自己株式の消却		△15	△48	63	－
譲渡制限付株式報酬		△3			△3
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△18	117	81	179
当連結会計年度末残高	20,785	5,877	33,787	△4,566	55,884

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	901	2,286	△227	2,960	79	58,745
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,176
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金						△5
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,346
自己株式の取得						△53
自己株式の処分						70
自己株式の消却						－
譲渡制限付株式報酬						△3
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△304	△539	△100	△945	△2	△947
当連結会計年度変動額合計	△304	△539	△100	△945	△2	△768
当連結会計年度末残高	596	1,746	△328	2,014	77	57,976

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	84,948	負 債 の 部	46,651
流 動 資 産	41,392	流 動 負 債	23,903
現金	15,697	電子記録債務	3,870
受取掛手預	851	買掛金	3,054
商品及び掛	9,021	1年内償還予定の社債	7,981
仕材材料及び貯蔵	1,966	1年内返済予定の長期借入金	6,237
前未前未前未	3,670	リース債務	61
未前未前未前未	2,914	未払費用	454
前未前未前未前未	87	未払法人税等	305
前未前未前未前未	39	前受り金	53
前未前未前未前未	101	製品保証引当金	735
前未前未前未前未	2,011	品質保証引当金	49
前未前未前未前未	2,185	賞与引当金	299
前未前未前未前未	72	ポイント引当金	5
前未前未前未前未	626	損害賠償損失引当金	346
前未前未前未前未	7	その他の	1
前未前未前未前未	△10	固定負債	75
固定資産	43,555	長期借入金	372
建物	15,722	リース債務	22,200
構築物	13,266	製品保証引当金	282
機械及び運搬備	1,012	資産除去債務	190
器具	5,285	その他の	59
構築物	52	純資産の部	14
器具	2,387	株主資本	38,296
構築物	5,628	資本金	37,732
構築物	401	資本剰余金	20,785
構築物	45	資本準備金	5,886
構築物	△12,357	利益剰余金	15,628
無形固定資産	1,438	その他の利益剰余金	15,628
の借入	951	繰越利益剰余金	15,628
の借入	35	自己株式	△4,566
の借入	338	評価・換算差額等	564
の借入	28	その他有価証券評価差額金	564
の借入	84		
投資その他の資産	26,395	負債純資産合計	84,948
投資	1,722		
関係	12,410		
関係	0		
関係	9,178		
関係	1,759		
関係	128		
関係	277		
関係	63		
関係	786		
関係	88		
関係	△19		
資産合計	84,948		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		33,502
売上原価		26,686
売上総利益		6,816
販売費及び一般管理費		7,751
営業損失		934
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	2,532	
賃貸料収入	178	
雑収入	207	2,962
営業外費用		
支払利息	212	
為替差損	309	
賃貸固定資産諸費用	176	
貸倒引当金繰入額	10	
雑損失	106	816
経常利益		1,210
特別利益		
固定資産売却益	9	
その他	1	10
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	11	
損害賠償損失引当金繰入額	75	
その他	1	89
税引前当期純利益		1,131
法人税、住民税及び事業税	276	
法人税等調整額	△492	△216
当期純利益		1,348

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	20,785	5,886	18	5,905	15,504	15,504	△4,647	37,547	
当期変動額									
剰余金の配当					△1,176	△1,176		△1,176	
当期純利益					1,348	1,348		1,348	
自己株式の取得							△53	△53	
自己株式の処分							70	70	
自己株式の消却			△15	△15	△48	△48	63	-	
譲渡制限付株式 報酬			△3	△3				△3	
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	△18	△18	123	123	81	185	
当期末残高	20,785	5,886	-	5,886	15,628	15,628	△4,566	37,732	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	858	858	38,405
当期変動額			
剰余金の配当			△1,176
当期純利益			1,348
自己株式の取得			△53
自己株式の処分			70
自己株式の消却			-
譲渡制限付株式 報酬			△3
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	△294	△294	△294
当期変動額合計	△294	△294	△108
当期末残高	564	564	38,296

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの2020年1月1日から2020年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

株式会社 ソディック 監査役会
常勤監査役 保坂 昭夫 ㊟
常勤監査役 渡貫 雄一 ㊟
監査役 下條 正浩 ㊟
監査役 長嶋 隆 ㊟
監査役 奥山 富夫 ㊟

(注) 監査役 下條 正浩氏、長嶋 隆氏及び奥山 富夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

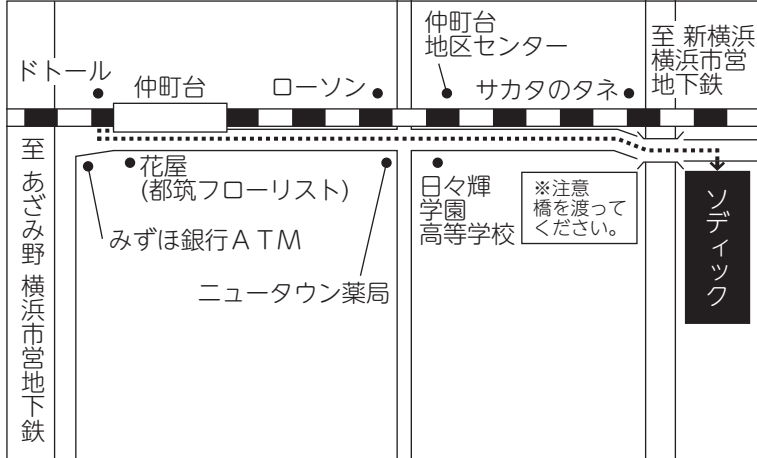
以上

株主総会会場ご案内略図

会 場：株式会社ソディック 本社3階会議室

住 所：横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

T E L : 045-942-3111

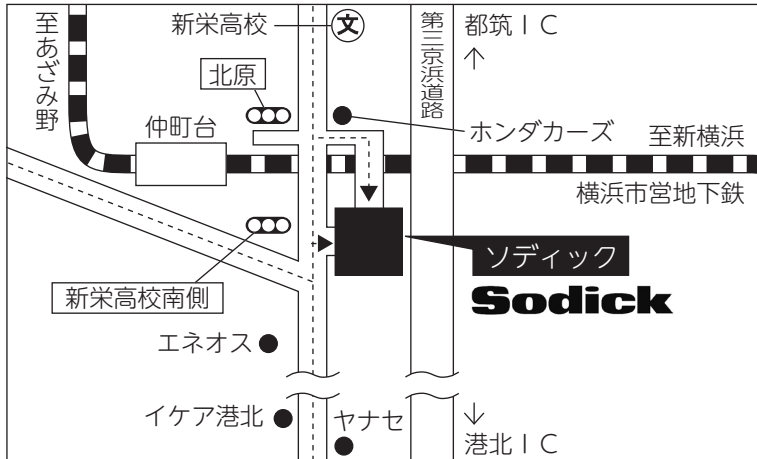


●電車でのご来場の場合

横浜市営地下鉄「仲町台駅」

下車徒歩約10分

【駅改札口にて左折、さらに左方向
(新横浜方面)へ線路沿いに直進】



●お車でのご来場の場合

第三京浜

☆港北ICより約1.7km

☆都筑ICより約1.7km

※注意

新横浜・港北IC方面からおいでのの方は、中央分離帯があるため正面車両入口には右折できません。

その先のホンダカーズがある北原交差点を右折し、約200m先右手の車両入口よりご入場ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。